

平成27年度日進市防災会議及び日進市国民保護協議会 議事録

日 時	平成28年3月29日(火) 午前10時00分～
場 所	市役所南庁舎2階第5会議室
出席委員	萩野幸三(市長)、青山雅道(副市長)、吉橋一典(教育長)、近藤ひろき(市議会議長)、宇野継男(愛知警察署長代理)、栞葉俊雄(尾張県民事務所長代理)、向井克之(尾張建設事務所長)、伊藤良央(愛知県瀬戸保健所長代理)、宮田昭仁(陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊重迫撃砲中隊長代理)、廣瀬智(日進市区長会長)、水嶋義弘(日進市消防団長)、安原文美(中部電力株式会社天白営業所長)、二村章夫(東邦ガス株式会社日進営業所長)、柴田達哉(尾三消防本部日進消防署長)、水野雅也(愛知中部水道企業団局長代理)、野々山誠(尾三衛生組合事務局長)、志水和典(日東衛生組合事務局長)、福安克彦(日進市商工会長)、山本悦司(日進建設業協会会長)、伊藤武史(あいち尾東農業協同組合日進基幹支店長)、鈴木絹子(日進市民生委員・児童委員協議会連絡会長)、佐橋裕子(日進市地区日赤奉仕団委員長)、中野正憲(日進市防災推進委員代表)、大野忠夫(日進市自主防災組織連絡協議会長)、田中八隆(日進市社会福祉協議会長)
欠席委員	足立哲也(尾張農林水産事務所長)、金山和広(東名古屋医師会日進支部長)、岸裕治(株式会社N T Tフィールドテクノ名古屋東フィールドサービスセンター長)、山寄豊和(名古屋鉄道株式会社日進駅長)
事務局	須崎賢司(総務部長)、西尾茂(危機管理課長)、渡辺誉人(危機管理課防災危機管理係長)
説明の為に出席した者	なし
傍聴の可否	可
傍聴の有無	無
議 題	1. 日進市地域防災計画修正(案)について (1) 風水害・原子力等災害対策計画 (2) 地震災害対策計画 2. 日進市国民保護計画修正(案)について その他
配布資料	資料1: 日進市地域防災計画の修正(案)要旨 資料2: 日進市国民保護計画の修正(案)要旨

発 言 者	内 容
事 務 局	<p>(開会 午前10時)</p> <p>本日は、お忙しい中、出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただ今より、平成27年度日進市防災会議及び日進市国民保護協議会を開催いたします。本日の出席委員は過半数を超えており、日進市防災会議条例第5条第2項並びに日進市国民保護協議会条例第4条第3項による定数に達していますので、本会議は成立しています。</p> <p>それでは、会長であります日進市長よりあいさつをお願いいたします。</p>
会 長	(あいさつ)
事 務 局	<p>それでは会議を進めて参りたいと思います。なお、以降の進行は、副市長をお願いします。</p>
副 市 長	<p>進行役を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力をお願いします。このたびは愛知県の地域防災計画が平成27年6月に国民保護計画が平成27年10月に見直しをされたことに伴う市の計画の修正であります。</p> <p>それでは議題1. 日進市地域防災計画修正(案)について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>始めに地域防災計画の修正根拠でございますが、災害対策基本法第42条におきまして、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないと規定されております。また、計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされておりますので、本日、御審議いただくものでございます。</p> <p>地域防災計画の修正につきまして、御承認いただけましたら、後日、県に報告を行う流れとなります。なお、この修正の内容は、事前に県で確認をいただいております。</p> <p>また、2月24日(水)から3月23日(水)までパブリックコメント手続きを実施いたしましたが、意見の提出はございませんでした。</p> <p>それでは修正内容を説明させていただきます。</p> <p>資料1 日進市地域防災計画の修正(案)要旨の1ページ・2ページ、風水害・原子力等災害対策計画の内容に関する修正でございます。</p> <p>Iの避難に係る対策の拡充についての修正内容でございますが、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「避難行動」に係る章の新設 2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正 3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正をしております。 <p>次にIIのその他の主な修正事項として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土強靱化基本計画の策定等に伴う修正 2 指定公共機関の追加に伴う修正

- 3 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正
- 4 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正
- 5 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正

でございます。

それでは、3ページ以降主な修正箇所を説明させていただきます。

3ページのⅠ 避難に係る対策の拡充における、1 「避難行動」に係る章の新設になります。

「第2編 第4章 避難行動の促進対策」を新設しております。章の新設に伴い、以下の章については繰り下げとさせていただきます。

これは、平成26年8月の広島市土砂災害の発生や内閣府の「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドラン」が平成26年9月に改正されたこと等を踏まえ、命を守るための避難行動に係る対策を整理・充実したものです。

具体的には、「気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、情報伝達手段の多重化、多様化を図ること」及び「避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する」旨などを規定しております。

4ページ5ページの2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正です。

これは、平成27年4月から、テレビやラジオなど、市民の皆さまが多様で身近なメディアを通して、災害情報等を迅速かつ確実に受け取ることができるようにするため、県内市町村が発表する避難勧告・指示の発令や避難所の開設等の情報をLアラートという災害情報共有システムに提供するようになったことに伴い、情報伝達手段として、Lアラートを活用する旨を記載しております。

Lアラートに提供された情報は、テレビ・ラジオ事業者などを通じて、市民の皆さま等に伝達されます。

5ページから7ページの3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正です。

平成26年11月に、土砂災害防止法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が一部改正され、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることとされたこと等に伴い、その旨を「第2編 第11章 第4節 砂防対策」に記載しました。

7ページ中段のⅡ その他の主な修正事項における、1 国土強靱化

基本計画の策定等に伴う修正です。

平成26年6月に国土強靱化基本計画が、平成27年8月には愛知県地域強靱化計画が策定され、今後、市町村において地域強靱化計画の策定が予定されていくことに伴い、地域防災計画の国土強靱化に関する部分は、これらの計画を指針とするものとする旨を「第1編 第1章 第2節」に記載しております。

7ページ・8ページの2 指定公共機関の追加に伴う修正です。

愛知県の地域防災計画において、指定公共機関を追加指定したことに伴い、本市においても、指定公共機関等の見直しを行い、「第1編 第3章 第2節」において愛知県、県警察、中部森林管理局、中部運輸局、大阪航空局中部空港事務所、名古屋地方気象台、中部地方整備局、自衛隊、日本赤十字社、日本放送協会、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、愛知県土地改良事業団体連合会、各ガス事業会社、各民間放送及び新聞社、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県薬剤師会、公益社団法人愛知県看護協会、一般社団法人愛知県LPガス協会の計25機関の業務を追加しました。

8ページ・9ページの3 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正です。

平成26年11月に、災害対策基本法が一部改正され、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策について規定されたことに伴い、「第3編 第13章 輸送対策、第14章 交通施設対策」に緊急輸送道路の機能確保として、運転者等に対する車両の移動等の命令、運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする規定を追加しました。

9ページ・10ページの4 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正です。

多言語情報の提供と被災外国人に通訳や翻訳による支援等を行う県の組織として、災害の発生時等に「愛知県災害多言語支援センター」が設置されることとなったことに伴い、その活用について「第2編 第5章 要配慮者対策、第3編 第8章 要配慮者対策」に必要な修正を加えたものであります。

10ページ・11ページの5 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正です。

内閣府・国土交通省通知「大規模災害発生時における被災者の住まい

の確保に向けた取組の充実について」に基づき、応急仮設住宅の設置について、賃貸住宅の借上げによる方法を活用すること等を基本方針に記載するなど、「第3編 第21章 第2節」に必要な修正を行いました。

次に、12ページ・13ページの地震災害対策計画の内容に関する修正でございます。

主には、風水害・原子力等災害対策計画と同様でございますが、Ⅱのその他の主な修正事項の3に建築物の耐震化策の拡充に伴う修正が入っているところが、風水害・原子力等災害対策計画と異なっているところがございます。

14ページのⅠ 避難に係る対策の拡充における、1 「避難行動」に係る章の新設につきましては、風水害・原子力等災害対策計画と同様「第2編 第4章 避難行動の促進対策」を新設しております。

15ページ・16ページの2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正も、風水害・原子力等災害対策計画と同様でございますが、地震災害対策計画では、「第2編 第4章、第3編 第5章・第6章」に必要な修正を加えました。

16ページ・17ページの3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正です。

こちらの中身は風水害・原子力等災害対策計画と同様でございますが、修正箇所としましては、「第2編 第8章 地盤災害の予防」に必要な修正を加えました。

18ページのⅡ その他の主な修正事項における、1 国土強靱化基本計画の策定等に伴う修正です。

こちらは、風水害・原子力等災害対策計画と同様「第1編 第1章 第2節」に必要な修正を加えました。

18ページ・19ページの2 指定公共機関の追加に伴う修正ですが一部、風水害・原子力等災害対策計画と異なっておりますが、ほぼ同じ機関の合計22機関の業務を追加しました。

19ページ・20ページの3 建築物の耐震化策拡充に伴う修正でございます。

こちらは、風水害・原子力等災害対策計画にはない、地震災害対策計画のみの修正となり、建築物の耐震改修促進に関する法律の改正等を踏まえまして、指定避難所等の防災上重要な建築物を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることに伴い、「第2編 第9章」に必要な修正を加えました。

20ページ・21ページの4 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正につきましては「第3編 第13章」、21ページ

	<p>ジ・22ページの5 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたに伴う修正につきましては「第2編 第5章、第3編 第7章、第5編 第3章」、22ページから24ページの6 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正につきましては、「第3編 第21章」に必要な修正を加えました。</p> <p>「日進市地域防災計画修正(案)」についての説明は以上でございます。</p>
副市長	<p>ただ今、事務局より説明のありました議題1につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
副市長	<p>それでは、ご意見ご質問もないようですので、議題1. 日進市地域防災計画修正(案)については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
副市長	<p>議題1. 日進市地域防災計画修正(案)については原案のとおり承認されました。続きまして、議題2. 日進市国民保護計画修正(案)について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料2 日進市国民保護計画の修正(案) 要旨をご覧ください。</p> <p>1ページ・2ページになります。まず、国民保護計画でございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法第35条に基づき市町村において作成される計画となります。また、修正根拠でございますが、国民保護法第39条第3項で、市町村長は、国民保護計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ協議会に諮問しなければならないと規定されていますので、日進市国民保護計画の修正(案)について、ご審議をいただくものでございます。</p> <p>今回の修正につきましては、平成27年10月に愛知県国民保護計画が修正されたことなどを踏まえた修正となります。</p> <p>1ページ・2ページですが、Ⅱ. 主な修正事項といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 警報等の伝達手段の追加 2. 避難住民の誘導について、航空攻撃の場合とNBC攻撃の場合を追加 3. 武力攻撃災害への対処について、武力攻撃原子力災害を追加することに伴いまして必要な修正を行うものでございます。 <p>Ⅲ. その他の修正事項といたしまして、用語等の修正や統計数値等の修正を行っています。</p> <p>3ページ・4ページのⅡ. 主な修正事項の1. 警報等の伝達手段として Em-Net、J-ALERT を追加することに伴う必要な修正を行うこととでございます。</p> <p>まず、Em-Net でございますが、緊急情報ネットワークシステムとい</p>

いまして、国民保護法に基づく警報等の文章を、国や官邸から都道府県や市町村に通知するシステムとして、メールと異なり、メッセージを強制的に相手方に送信して、確実に情報を伝達するシステムのことで、次に J-ALERT でございますが、全国瞬時警報システムといたしまして、緊急地震速報や弾道ミサイル情報、航空機攻撃情報、大規模テロ情報等、対処時間に余裕のない事態が発生した場合に、国が人工衛星を経由して緊急情報を送信し、受信した市町村が市町村に整備された同報無線やサイレンを自動起動させることにより、瞬時に住民に伝達するシステムのことをいいます。

これらシステムを的確に活用する旨を「第2編 第1章 第3・第4、第3編 第4章 第1」に記載いたしました。

次に、4ページ・5ページの2. 避難住民の誘導について、航空攻撃の場合とNBC攻撃の場合を追加することに伴う必要な修正でございます。

こちらは、武力攻撃事態等から避難住民を誘導する際における、武力攻撃等のパターンに航空攻撃の場合とNBC攻撃の場合を追加したもので、第3編 第4章 第2に必要な修正を加えたものでございます。NBC攻撃とは、核兵器、生物兵器、化学兵器による攻撃で、それぞれの英語標記の頭文字を取ってNBC攻撃と称しています。

次に、5ページ・6ページの3. 武力攻撃災害への対処について、武力攻撃原子力災害を追加することに伴う必要な修正でございます。

こちらは、武力攻撃災害にNBC攻撃以外に、武力攻撃原子力災害、近隣県に所在する原子力発電所や運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合を追加することに伴い、「第3編 第7章 第4」に必要な修正を行うものでございます。

Ⅲ. その他の修正事項といたしまして、1. 用語等の修正でございますが、国等におきまして事務の移管が行われたことに伴いまして、厚生労働省告示を内閣府告示へ、所管を厚生労働大臣から内閣総理大臣へと修正するもの等でございます。

また、県計画との照合によりまして、要援護者、災害時要援護者を避難行動要支援者や要配慮者へ言い換えたものが例として挙げられます。

2. 統計数値等の修正でございますが、主に第1編 第4章におきまして、面積・気候・人口などを修正してございます。

これら修正内容につきましては、愛知県尾張県民事務所への事前協議にて「意見なし」と回答を得ておりますことを申し添えます。

また、2月24日（水）から3月23日（水）までパブリックコメント手続きを実施いたしましたところ、1名の方から3件の意見の提出が

	<p>ございました。意見の内容といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護の対象は、市民以外の人も含むのだから、「市民」はすべて「国民」に訂正すべきです。 2. 国民保護に関わるサイレンを聞いたことがありません。すべての国民に周知すべきです。 3. 避難することが中心で、市はどのように国民を守ってくれるのか不明です。 <p>という意見をいただいています。</p> <p>それに対する回答といたしましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日進市国民保護計画の第1編 第1章 3 日進市国民保護計画の対象において、「市民に限らず本市の区域に係る全ての国民を対象とする。」としており、計画において保護対象として「市民」という言葉を用いていません。ただし、特定の区域の国民を示すような場合等においては、「住民」という表現を用いています。このことから、特に訂正は必要無いと考えております。 2. 現在、主な周知方法といたしまして、地域合同総合防災訓練において、どのような音が鳴るのかをCDプレーヤーを使って訓練の参加者の皆さまには聞いていただいております。また、さらなる周知方法につきまして現在検討を進めているところでございます。 3. 国民保護計画につきましては、避難以外に救援、武力攻撃災害への対処という3つの柱があり、日進市国民保護計画におきましてもそれぞれについて記載させていただいています。 <p>日進市国民保護計画につきましては、ご承認いただきました後、愛知県と正式な協議に入る手続きでございます。</p> <p>以上で「日進市国民保護計画の修正（案）」の説明を終わります。</p>
副市長	<p>ただ今、事務局より説明のありました議題2につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
副市長	<p>それでは、ご質問ご意見もないようですので、議題2. 日進市国民保護計画修正（案）については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
副市長	<p>議題2. 日進市国民保護計画修正（案）については原案のとおり承認されました。続きまして、その他につきまして事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>防災関連の設備に関するご案内です。こちらは、災害発生時における停電の際、災害対策本部の機能を維持するための最低限の電力確保を第一の目的に、また平常時におきましては二酸化炭素の排出を軽減するこ</p>

	<p>とを目的として、今年度実施いたしました。本庁舎の屋上に1枚240wの発電力の太陽電池モジュールを42枚設置した、約10kwの発電力となります。その他、直流制御盤、交流制御盤、パワーコンディショナ、5.3kwhの蓄電池を設置しました。また、蓄電池につきましては、既に10kwh相当の蓄電池を保有していますので、合計15kwh相当の蓄電が可能となります。こちらは、愛知県のグリーンニューディール基金の補助によるものです。それ以外に高効率照明、LED照明を38台取り付けさせていただいております。</p> <p>今、ありますディーゼル発電と合わせて必要な電力を確保し、災害対策にあたっていく形になります。以上です。</p>
副市長	今の事務局の説明につきまして、ご質問はございますか。
	(意見・質問なし)
副市長	本日の議題は全て終了いたしました。全体を通しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。
委員	東日本大震災の際、東北電力へ復旧の応援にお邪魔しているのですが、その中で、ホームページにおきまして被災状況や停電情報を発信させていただいているのですが、ホームページにアクセスが集中し閲覧ができなくなったという事象を聞いています。そういったことを踏まえまして、ツイッターやメールにより被災状況や普段から故障が生じた際等の停電情報等も配信させていただいております。ご登録いただいて普段から活用いただければということでご紹介いたします。
副市長	他にご報告等よろしいでしょうか。それでは、進行を事務局にお返しします。
事務局	<p>本日ご承認いただきました日進市地域防災計画につきましては、愛知県へ報告させていただきます。日進市国民保護計画につきましては、この後、愛知県との協議を経て修正という運びになります。</p> <p>以上をもちまして平成27年度日進市防災会議及び日進市国民保護協議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
	(閉会 午前10時40分)